

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N567
2018・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第6回

憲法改正と緊急事態条項—近年のフランスの経験から考える……………村田尚紀

神奈川支部特集

- 「働き方改革」で過労死対策を求める司法の宣言……………川岸卓哉
通勤災害に安全配慮義務を認める—求められる過労事故対策
相鉄HD・不当労働行為救済命令……………嶋崎 量
川崎合同法律事務所は50周年を迎えました……………小野通子
支部の今年のテーマは「我々は外に出る」—憲法ジャンボ学習会に参加して……………小笠原憲介
県内グルメ企画……………藤塚雄大
「ニュース女子」—BPOが辛淑玉さんへの人権侵害を認定……………金 竜介
大崎事件即時抗告棄却決定—三度目の再審開始決定……………森 雅美
福島原発被害東京訴訟地裁判決について……………平松真二郎
「福島原発避難者訴訟」第一陣の経過と判決の報告……………深井剛志
「原発避難者京都訴訟」判決のご報告……………高木野衣
第4回「原発と人権」全国研究・市民交流集会への参加を訴える……………鳥海 準
第71期7月集会へのご支援のお願い

☐ 森友学園公文書改ざん問題に関する緊急声明



津和野の子ども

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第6回

憲法改正と緊急事態条項

—近年のフランスの経験から考える—

大阪 村田 尚紀 (関西大学教授)

三

月二五日に自民党大会が採択した二〇一八年度運動方針は、働き方改革法案データ捏造問題や森友問題公文書改竄問題によって安倍

自公政権が大きく揺れ、政権の先行きと安倍首相の総裁再選の見通しが怪しくなるなかにもかかわらず、多くの国民が反対する改憲方針を冒頭に掲げた。この方針に関する記述はわずか一頁で、そこには「自衛隊」・「緊急事態」・「合区解消」・地方公共団体・「教育充実」の四項目が改憲のテーマとして抽象的に挙げられ、改憲の実現を目指して議論を重ね、賛同者の拡大運動を推進する旨が述べられているが、具体的なスケジュールは示されていない。このような「トーンダウン」が、安倍自公政権に対する国民の不満の強さと改憲反対の世論の盛り上がりを反映していることは間違いない。同時に、それでも運動方針の最初に「改憲」を置いたこと自体が、安倍首相に代表される改憲勢力の執念を示すものであることに注意を払わなければならないであろう。改憲反対の世論がふえつつあるとはいえ、それはけつして圧倒的多数とはいえない。また、改憲論の「論理」は単純でいい加減であるとはいえず、世の耳目をひきやすい。それだけに、必要な反論をなおいつそう丁寧に倦まず弛まず展開して憲法の理解を国民のあいだに広め、立憲主義的な憲法文化を社会に根付かせることが当面する課題となっている。

そ

こでまず、人を見て法を説くというが、一般市民に向けてどのように憲法問題を伝えるべきかということについて考えてみたい。単純で

底の浅い改憲論に対してそれを批判する議論はけつして理解困難という訳ではない。しかし、こちらの主張は、憲法の条文はもちろん、その理念や背景にある歴史、そこで紡ぎ出され現在に続く思想とそれを担う運動等々をふまえたものであるから、単純ではなく、いわばそれなりの重厚さがある。揺るがない正論とはそういうものである。専門的知識を充分にもたない一般市民の方々にそのような正論を理解していただくためには、できるだけ専門用語を使わないとか、使う場合には分かりやすく言葉を解説することを怠らないとか、さまざまな配慮が必要である。理解を助けるために身近なたとえを織り込むのも一つの工夫である。しかし、身近なたとえは、時に問題をすり替えてしまうこともある。とくにこの点は、国家緊急権を論じる際に留意しなければならない。「いざというときに臨機応変の行動ができないのは困る」式の緊急権正当化論は少なくない。身近な問題ならそれもよいが、同じことが国家緊急権には当てはまらない。人が主体となる身近な問題と国家が主体となる国家緊急権の問題とが全く違うことは、憲法が存在理由を知る法曹にとつては自明のことである。しかし、一般市民には必ずしもそうではな

い。したがって、どのような憲法問題について論じる場合にも、視座とすべき憲法の目的・立憲主義の精神を伝えることを怠ってはならないと思う。

一

一般市民の憲法問題に対する理解を助けるためにもう一つ伝えなければならないと思われるのは、憲法問題の考え方である。司法の場で憲法違反の悪法と闘うときに行う法令違憲の主張は、法令の条文と立法事実を素材に当該法条の目的の正当性の欠如や当該法条の掲げる目的達成手段の合理性の欠如を明らかにする。同じ手法は、立法過程で憲法違反の悪法と闘う場合にも駆使される。憲法改悪と闘う場合もこの手法が使われる。ただし、この場合には、憲法改正の限界という他の場合にはない重要な論点があることも忘れてはならない。とくに緊急事態条項については、その創設が憲法の同一性を損ない、憲法改正の限界を超えることになることは必ず指摘するべきことである。ともあれ、改憲案の条文案がどのようなのか、その目的が何か、正当な目的か、条文案の定めるところが目的と合理的関連性を有するのか、こうした問題を事実と合理的推論に基づいて明らかにする、このような議論の仕組みを伝えることが一般市民の理解を助けるだけでなく、市民自らが問題を考える手掛りを提供するように思われる。

二

ここまでで予定の紙幅の半分以上を費やしてしまった。本稿は、緊急事態条項を憲法に

設けることの意味について、近年のフランスの経験をふまえて論じることが求められているが、すでに少なからぬ文献がこれを扱っている(筆者自身のものとして、後掲の参考文献)。詳細はそれらに譲ることをあらかじめご了承くださいとして、右に示した議論の枠組に沿って緊急事態条項を憲法に設けることの「違憲」性と危険性を明らかにしよう。

まず、条文案は、自民党大会でも示されていない。そこで、自民党がなお温存している二〇二二年自民党改憲案第九章を念頭に置くならば、いわゆるQ&Aが、その目的を「有事や大規模災害など」への対応としている。この目的が問題である。

緊急事態条項の目的としてしきりに強調されるのが、大規模災害対策である。二〇一八年三月二〇日、自民党憲法改正推進本部執行部が同党総務会に示した案は、「有事」を明記することなく、もっぱら「大地震その他の異常かつ大規模な災害」対応を目的に掲げている。二〇一二年には前年の東日本大震災が引き合いに出され、二〇一六年熊本・大分で大震災が起きるとまた早速緊急事態条項の必要性が強調された。大規模自然災害に国や地方公共団体が対応しなければならないのは当然である。それを妨げるような憲法の規定は何一つない。憲法には緊急事態条項がないが、そのために政府や地方公共団体が大震災で対応を誤ったと

いう立法事実ならぬ改憲事実は何一つない。見直すべき点があるとすれば、それは既存の法律のなかにあろう。そして、政府自身の判断にあった。

ちなみに国家緊急権がいわばフルスペックで揃っているフランスでも、大規模自然災害に際して緊急権が発動された例はない。憲法の効力を一部ないし全部停止して平時には許されない人権制限を行ったり、集権的な体制を発動することが、災害時の救命・救助活動や被災者・被災地の住民本位の復旧・復興に役立たないからである。つまり、国家緊急権は、大規模災害対応という目的の手段として合理性がない。これは、国の違いを超えていえることである。

い

わゆる戦争法の強行採決のほとりも冷めない二〇一五年一月、憲法に緊急事態条項を創設する必要性を説く改憲論が現れてまもなく、フランスのパリとその近郊のサンドニ市で凄惨な同時多発テロが発生し、緊急状態が宣言された。すると、これに便乗するように、テロ対策が緊急事態条項導入の目的に数えられるようになった。二〇一二年自民党改憲案九八条にいう「内乱等による社会秩序の混乱」に該当するといったのかもしれない。テロ対策が国や地方公共団体の取り組むべきことであることもまた当然である。それを妨げる憲法の規定は何一つない。憲法には緊急事態条項はないが、そのために政府や地方公共

団体がテロ対策をとれないということはない。問題はどのようにテロに対処するかである。そもそもテロの法的定義は困難というより不可能といつてよい。テロは、法的には殺人や暴行、傷害、器物損壊等々の通常の犯罪として取り締まり、司法の場でその責任を問うべきである。そのために緊急事態条項は必要ない。テロに対する行政的な事前規制は、どのような手段・態様によるうとも、人の振る舞いに着目して行うことになるから、必然的にテロと無関係の人を犠牲にする一方で、政治的確信犯であるテロリストに対しては抑止力がない。つまり、有害無益である。真のテロ対策は、テロを生み出す温床を社会からなくすことである。社会的分断の原因となるたとえば貧困やさまざまな差別のような社会的矛盾の解消こそがテロを根絶することにつながる。これが国家緊急権を必要としないことはいうまでもない。真のテロ対策は社会統合を回復するための粘り強いとりくみが必要とする。そのような課題を放置しておいて、緊急事態条項を発動し強権的にテロを抑止しようとしても、効果はなく、建前上短期間で終了すべき緊急事態は、否応なく長期化する。国家緊急権は、テロ対策とも目的合理性がないのである。

フランスでもテロ対策として緊急状態が宣言されたのは二〇一五年が初めてのことであった。はたしてそれは抑止効果がない一方で、多数のムスリ

ムやムスリムと疑われる人、さらにはそのような人と何らかの関係がある人(たとえばよく通う店やその関係者)が、テロと無関係であるにもかかわらず、居所指定や令状なしの家宅捜索を受ける重大な被害を受けた。その間社会的分断を解決する政治的手立ては講ぜられることなく、緊急状態法は、二〇一五年一月から約二年間発動され続け、緊急状態が常態化することになった。そのうえ、二〇一七年一〇月末に緊急状態が終了するに先立って、緊急状態法の一部の条文が普通法に組み入れられることになり、平時の法体制と緊急時の法体制との境界線が曖昧にされてしまった。事実上緊急状態は今も続いているということが出来る。立憲体制を脅かす事態に際して一時的に立憲体制を大なり小なり停止し、速やかに事態を収束させたのち、ただちに立憲体制に復帰する、というのが国家緊急権の目的・趣旨であるはずだが、フランスでは、平時の立憲体制そのものが変質する異常な事態に至っているのである。

以上にみられるように、大規模災害対策やテロ対策を目的とする緊急事態条項創設¹⁾改憲²⁾憲法破壊論は、兎戯に等しい。これらの目的は、本来の目的を目立たなくし緊急事態条項をもっともらしくしかも有難く見せかけるための無花果の葉である。

以

上から、緊急事態条項創設の本当の目的が、二〇二二年自民党改憲案Q&Aのいう

有事対応であることは明らかである。加憲の次に改憲第二弾があることを自民党は隠していない。災害対策を目的とした緊急事態条項加憲は、そのための露払いを務めるものである。戦争する国づくりは、九条改憲あるいは加憲だけでは完了しない。軍事的合理性を最優先する戦時体制は、立憲的な憲法体制と相容れず、緊急事態条項を必要とするのである。緊急事態条項がそれ自体として危険であるとともに、支離滅裂で憲法の同一性を根底から損なう九条改憲ないし加憲とそれとが分かちがたく結びついていることも強調しておかなければならない。この結びつきからも、緊急事態条項は正当な目的を欠き、許されないといえるのである。

【参考文献】「ポスト三・一一における国家緊急権論の妄想と暴走」憲法運動二〇二二年七月号、『改憲論議の作法と緊急事態条項』(日本機関紙出版センター、二〇一六年)、「フランスにおける緊急状態をめぐる憲法ヴォードヴィール・エキストラとしての法原理部門」憲法理論研究会編『展開する立憲主義』(敬文堂、二〇一七年)、「テロ対策と国家緊急権―緊急状態下フランスの人権(上)・(下)」法と民主主義二〇一七年八・九月号、一〇月号、『比較の眼でみる憲法』(北大路書房、二〇一八年)一五九頁、永田秀樹らと共著『講義・憲法学』(法律文化社、二〇一八年)三三五頁、

神奈川支部特集

「働き方改革」で過労死対策を求める司法の宣言 通勤災害に安全配慮義務を認める

―求められる過労事故対策

神奈川 川岸 卓哉

一 過労運転を原因とする通勤災害に 安全配慮義務を認める

二〇一四年四月二十四日、株式会社グリーンディスプレイで就労していた渡辺航太さん（死亡当時二四歳）が、長時間不規則労働の末、一二時間の勤務後に帰宅途中に単独バイク事故を起こし死亡したことは安全配慮義務違反であったとして、横浜地方裁判所川崎支部に損害賠償請求を提訴した事件で、二〇一八年二月八日、横浜地方裁判所川崎支部は、通勤途上の過労運転事故を防ぐ安全配慮義務を認定したうえで、約七六〇〇万円の賠償、謝罪及び再発防止を約束させる和解決定をし、これを受諾し解決に至った。

裁判所は、被害者が長時間労働、深夜早朝の

不規則勤務による過重な業務によって、疲労が過度に蓄積し顕著な睡眠不足の状態に陥っていたことが原因で、居眠り状態に陥って、事故死するに至ったことと、会社が原付バイクによる出勤を指示・容認していたことを認定。その上で、裁判所は、「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務やそのための通勤の方法等の業務内容及び態様を定めてこれを指揮監督するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積したり、極度の睡眠不足に陥るなどして、労働者の心身の健康を損ない、あるいは労働者の生命・身体を害する事故が生じることのないよう注意する義務（安全配慮義務を負うもの」と解するのが相当である」と判断した。これまで、通勤帰宅途上の交通事故は、事業者の業務指揮命令外で労働者の自己

責任の範囲とされ、事業者の安全配慮義務違反が問われることはほとんどなかった。本件は、通勤の方法についても、法規範として事業者の安全配慮義務の範囲を明確に拡張した点で意義があると考ええる。会社の過労事故死対策の社会規範化の意義については、裁判所が自ら和解決定で述べている。

「これまで『過労死』の社会問題は、『過労死』及び『過労自殺』の種類の労働災害に限定して報じられてきており、本件のような過労ないし極度の睡眠不足による事故死という『過労事故死』は、過労死対策法が定める『過労死等』の定義に該当せず『過労死』『過労自殺』に並ぶ労働災害の事故として『過労事故死』の類型が潜在的にあり、本件事故がその氷山の一角であるとすれば、本件事故の先例としての意義が高いと言い得よう。」

二 「働き方改革」のなかで 過労死対策を裁判所が宣言

さらに、本件は、裁判所からの要望で、裁判長が公開法廷で三〇分以上にわたり、和解勧告を読み上げるという異例の対応がされた。以下一部引用する。

「現在、あらためて『過労死』に関する社会の関

心が高まっており、『過労死』の撲滅は、我が国において喫緊に解決すべき重要な課題であり、『過労死のない社会』は、企業の指揮命令に服する立場の従業員や、その家族、ひいては社会全体の悲願であるといえよう。これを達成するためには、『過労死』の防止の法的及び社会的責任を担うそれぞれの企業において、働く人の立場・視点に立った『働き方改革』を推進して、長時間労働の削減と労働環境の誠意に努めることが求められていると思われ、そのような社会的機運の高まりがあると認められる」本件の悲惨さと、大学卒業後に未来を絶たれた被害者の亡航太の無念さ、その遺族である原告らの悲痛な心情と極度の落胆と喪失感に思いを致すとき、社会的な意義をも有する民事訴訟を担当することのある裁判所においても、無視することは許されないと思われるのであり、当裁判所は、本件事故に係る本件訴訟の解決の在りようについて、真摯に、深甚に、熟慮すべきであると考えるところである」亡航太の地球よりも重い生命を代償とする貴重な教訓として、使用者たる被告に直接投げかけられたものと把握し、これを、真正面から受け止め、多数の従業員を擁する企業としての被告の決意と、亡航太の遺族に対する謝罪の意志とを表明し、法令遵守の企業姿勢を明確に社会に表することは、とても重要であると考えられる」亡航太の遺志に沿うように思われ

るところであり、慰霊のための何よりの策となると考えられるのである。」

裁判所の読み上げたこの和解勧告は「働き方改革」のなかで司法として過労死対策を宣言したものである。航太さんの命の重みから、責務を自覚する司法、航太さんに思いを寄せ、法的責任を明らかにするだけでなく、謝罪、賠償、再発防止による社会規範化により、慰霊をする決意を示したものである。

三 「働き方改革」で取り入れられるべき再発防止策を示し被告の模範企業としての再出発

さらに被告会社に約束させた再発防止策について、裁判所はこう述べた。

「被告が、むしろ、本件を契機に、多数の従業員を擁する企業として、『過労死』を撲滅することを約し、二度と『過労事故』を生じさせないことを宣言して、社会的責任を果たしていく、在るべき企業の範たるものとなり、その先駆けとして、今後も、被告における長時間労働を削減し、労働環境の整備を実行し、これらを継続していくことが望まれるのであり、期待される」

被告会社が約束した再発防止策とは、①勤怠管理を徹底して過重労働とならない業務遂行計画の策定②二時間のインターバルをとることを就

業規則に明記して周知徹底を図ること③男女別仮眠室の設置、深夜タクシードライバーの導入などであり、裁判所は、深夜不規則労働の職場に対して「働き方改革」の模範となる対策を、被告企業に示させたといえる。

特に、被告会社に約束させた再発防止策のうち、二時間の勤務間インターバル規制は、「働き方改革国会」において争点となっている。EUは、労働時間指令において、労働者の健康と安全を確保するため、労働時間（休憩時間）に関して、二四時間につき最低連続二時間の休息を取ると定めている。EUの勤務間インターバル規制によれば、ほとんどの過労死はなくなると言われ、政府案の時間外労働一〇〇時間の上限規制より抜本的解決になる。他方、国会で審議予定の政府案の「働き方改革一括法案」は、勤務間インターバルを導入するが、努力義務にとどまり、実効性は期待できない。過労死の撲滅のためには、EUの最低基準である二時間の勤務間インターバルの速やかな法規制化が不可欠である。

四 厚生労働省へ過労運転事故対策を求める申し入れ

今回の和解を踏まえて、三月一日、原告・弁護団と支援者は、厚生労働省へ過労運転事故対策を求め、①通院災害が過労運転の原因となっていない



いかの実態調査②二時間の勤務間インターバル規制の法制化③事業者に対して過労運転防止策の指導徹底を申し入れた。

覚醒時間が長くなればなるほど眠気は高まり、作業能率は低下するとの労働科学的知見も示されている。覚醒時間が一七時間を超えると、血中アルコール濃度〇・〇三%の時よりも作業能力は低下し、覚醒時間が二四時間になると血中濃度〇・〇九%の時と同程度に悪化するとの結果がある。現行の道路交通法では、血中アルコール濃度

〇・〇三%以上では酒気帯び運転と判定される。すなわち、長時間起きていることは、飲酒時と同じ効果をもつ。労働安全衛生総合研究所の高橋正也氏は、この点について以下のと

おり指摘しており、引用する。

「飲酒運転にはこれほど厳罰が与えられている。しかも『飲んだら乗るな』というメッセージを知らない運転手はいない。長時間の覚醒を長時間の運転と言い換えると、上記の結果に基づけば、飲酒運転と本質的に同義とみなせる。であれば、『寝ていないなら乗るな／乗るなら眠れ』というメッセージも合理的と言えるはずである。にもかかわらず、このメッセージは社会的に浸透し、機能しているとは言えない。」

以上の労働科学的知見からも明らかとなり、本件の過労運転事故死は特異な例ではなく、長時間労働・深夜不規則労働による過労運転の事故は、潜在的に多数発生しているものと考えられ、本件の事故は氷山の一角に過ぎない。今後も、過労運転事故に対する対策を講じなければ、今後も事故が発生することは必然である。

通勤災害の労災認定においては、通勤経路のみが認定のための資料とされ、背景の長時間労働・深夜不規則労働の実態については把握されておらず、調査研究などは行われない。通勤災害においても、過労運転事故についての実態調査及び対策が求められる。

五 司法を覚醒させたものはなにか

最後に、本件で「司法の良心」を覚醒させたもの

のはなにかについて、触れたい。

先ず何よりも、短くも生涯を閉じた航太さんを想う母、遺族原告の渡辺淳子さんの魂を削った訴えが、多くの市民や取材をしたメディアを突き動かしてきた。提訴以来、メディアで報道され、毎回の裁判所期日では、支援者によって傍聴席を埋められてきた。さらに、非公開和解期日も多数の傍聴人が駆け付け調停室を包囲していた。これらの支援者の声は、全国から合計二万五〇〇〇筆以上の署名となり、毎月裁判所に提出された。多くの声に応え、裁判長は、和解期日で、「私にも航太さんと同じ年の息子がいる。我がことと考えて書いた」と述べ、今回の和解決定を出す決断を後押しし、裁判官を官僚から人へ変えることができたのだと考える。

原告、弁護士、支援の会は、和解決定受諾にあたり声明を発表、最後の一文を紹介する。「本件が勝利和解によって終結しても、航太さんが淳子さんと共に暮らした家に帰ってくることは二度とありません。航太さんの短い生涯と引き替えに残されたこの和解が、地球よりも重い一人ひとりの命を大事にする社会を創る希望となることを願うものです。」

相鉄HD・不当労働行為救済命令

神奈川 嶋崎 量

第1 事案概要

1 概要

本件は、相鉄ホールディングス（「相鉄HD」という）とその企業別組合である相模鉄道労働組合（「組合」という）との間の、バス事業部門の合理化策に端を発する大規模な集団的労使紛争である。代理人は、宮里邦雄、鵜飼良昭、田中誠、当職である。

従前、相鉄HD籍のまま、相鉄バス株式会社に就いて在籍出向の形態で就労していたバス運転士らが、相鉄HDからの出向解除を理由にバス職場から排除され、不慣れなホテルの清掃修繕、草刈り、スーパー店舗業務などへの従事を命じられたという事案である。

これに対して、神奈川県労働委員会に対して行った不当労働行為救済申立に対して出された一部

救済命令が本件である。

【主要要旨】

① 出向解除・復職命令が出された組合員のうち、相鉄バスでの勤務を希望する者について復職命令がなかったものとし、労使協議中は出向を継続するように命じること

② 以下の二点について、相鉄HD代表者名で支配介入の不当労働行為であると認定されたことを認め今後繰り返し返さないとする文書を組合に手渡し、あわせて文書を相鉄HD従業員の見やすい場所に一〇日間掲示すること

I 団体交渉で、相鉄HD側が、組合に対し、バス事業支出削減策に関して相鉄HD以外のグループ会社所属組合員によるストライキが実施された場合、違法ストであるとして損害賠償や懲戒処分等を行うことを検討せざる

を得ない旨発言したこと

II 会社の復職提案を拒否した組合員への出向解除・復職命令を行ったこと

2 当事者など

被申立人である相鉄HDは、神奈川県を中心とする大手私鉄である相模鉄道やバス、不動産、スーパー、ホテルなどを傘下にもつ相鉄グループ持ち株会社である（東証一部上場、資本金三八八億円）。その企業別組合である組合は、連合・私鉄総連の加盟で、組合員数はグループ全体で約一四〇〇名。

相鉄HDでは、グループ内の様々な部門の分社化が進められているが、分社後も労働組合は単一の「相模鉄道労働組合」としての組織を維持して活動してきた。

3 紛争の経過など

相鉄HDでは、二〇一〇年三月のバス部門の分社に際して、バス職場の労働者は分社化した相鉄バスに転籍はせず、相鉄HDの社籍を維持しつつ、相鉄バスへ在籍出向する形態で就労を続けていた。相鉄バスは、分社後は独自に雇用する労働者（プロパー社員）を採用しつつ、相鉄HDからの出向者も働いていた（相鉄HDは新規採用なし）。分社時締結の労働協約は、組合が分社化に應じる代わりに合意されたもので、当時のバス事業部門就労の労働者は在籍出向を継続し、相鉄バス支給の賃金との差額（バスプロパー社員賃金は相鉄H

D籍社員より低賃金)は、相鉄HDが補填し支払うという内容であった。

その労働協約で在籍出向を継続する時期は明記されていなかった。

組合は、労使交渉でも退職まで継続することを当然の前提にしていることを主張した。他方、相鉄HDは、時期を明記していないので労働協約では在籍出向を継続する期間は合意されていないと主張した。

4 労働協約を無視した相鉄HDによる 出向解除の提案

二〇一四年三月、相鉄HDがバス事業支出削減策を掲げ、労働協約を無視し在籍出向しているバス職場組合員に対し転籍を求める要求を始めた(対象約二〇〇名)。相鉄HDを退職し(退職金+退職加算金を支給)、相鉄バスプロパー社員へ転籍を促す提案である。

これに対し組合が抗議する中、二〇一四年一月から職場で対し社員説明会を強行実施し労使協議中の翌年五月に転籍同意等を求める「選択申出書」を組合員に配布した。ここでは①相鉄バスへの転籍、②退職、③①②いずれも希望しない、の三択とされ、③であれば在籍出向を解除され相鉄HDへ復帰する(その上で他社への出向もある)とされ、回答しない労働者は③とみなすとされた。ここでは、「在籍出向の継続」という希望は許

されず、相鉄HD社が一方的な提案で処理された。この経過で組合員約二〇〇名のうち半数以上が転籍に応じ会社提案を拒否し相鉄HD籍を維持した組合員は八〇名程度だった。

5 不当労働行為救済申立(二〇一五年六月九日)

組合は、自主的な解決は困難で、このままでは出向解除が強行され復職が強行されかねないと危惧し、二〇一五年六月九日、神奈川県労委に本件労働協約で合意されている出向解除を強行しないこと等を求め救済申立を行った(本申立)。主要な不当労働行為は、相鉄HDによる一方的な出向解除が不利益取扱及び支配介入にあたるのかである。

6 申立後の相鉄HDの対応

申立後、労働組合は労働委員会に対して実効確保の措置勧告(労委規則四〇条)を申立てた。これに対し、神奈川県労働委員会担当三者委員により当分の間出向解除の措置を行わないようにとの要望が出された。その後、二〇一六年一月以降、調査手続きと併行し労使参与委員も立ち会って和解協議が開始されたが、和解協議最中の同年四月二十七日、相鉄HDが「復職発令」を強行してきた。これに対し、神奈川県労働委員会は、従前通り在籍出向を継続することを含む審査の実効確保の措置勧告を出した。

しかし、相鉄HDはこの労働委員会の勧告も無

視して順次労働者の復職を強行し、組合員七四名が順次出向契約を解除され相鉄HDに復帰させられ、最終的に全員がバス職場から排除された。定期的な人事発令時期数名の労働者が次々と追出し部屋送りにされバス乗務を外された、草刈り清掃等の業務に就かせたり、ホテルのメンテナンス清掃作業、マンション管理人など従来のバス乗務と無関係な職務に就かされた。相鉄HDは持株会社で独自業務はなく、バス運転士らである組合員は、相鉄HDの他の子会社へ再度出向させられ慣れない業務に従事させられた。バス職場は慢性的な人手不足なのにベテラン乗務員が排除され、慣れない職務につかされた。

しかも、復帰後も基本給は同一であり相鉄HDは復職した労働者に同額の賃金を支払わねばならず、相鉄HDは経済的メリットも少ない。これは、相鉄HDにとっても何ら経済的合理性のない愚策である。

第2 本件不当労働行為の問題点

組合は、分社に應じる際、全員定年まで相鉄HDの籍を維持してバス職場で働けることを条件にして合意したと組合員に約束していた。転籍を強いられることは組合員に対する約束を裏切ることになり、組合の団結が著しく毀損された。

組合員も、バス乗務から外され慣れない職場に

回され心理的負担は大きかった。未経験の業務の負担で六名が精神疾患により休職を経験した。

また、残業が多かったバス職場と比べ再出向を命じられたことで（基本給は変わらないのに）残業代分の減収で、年間一〇〇～二〇〇万円程度の賃金減額の不利益が生じる者もいた。

第3 命令の意義

本件命令は、一方的な出向解除による強制復職が組合運営へ著しい打撃を与え組合の弱体化をもたらすものとして支配介入に該当するとした。また、団体交渉の席上で、労働組合がスト権の行使を躊躇させる威圧的な言論を行っており、これはストライキを牽制する意があったとして、組合の自主的活動を阻害するとして、支配介入にあたるとした。

本命令の意義は、七四名の労働者に対する強制復職（＝相鉄バスにおける就労から強制的に排除）という大規模な会社の人事異動を否定する大規模な救済命令であるという点である。七四名の労働者が一挙に救済対象とされ、一度強制的に排除されたバス業務へ復帰するように命じるものであり、不当労働行為からの原状回復という労委の本来的機能が意識された命令といえよう。

また、組合ストライキ実施に関する相鉄HDからの威嚇的な発言について、組合に対する支配介

入と認定したことも意義がある。本命令は、スト権を確立した組合からの発言に対しては、たとえ自由な意見交換の場である団体交渉席上であつてもスト権行使を躊躇させる威圧的な言論であれば労働組合の自主的活動を阻害すると認定した。これは、組合の伝家の宝刀とされながら減少の一端をたどるスト権行使について、労働委員会がその存在意義を重視し、スト権行使を躊躇させる使用者の言動を厳しく断罪したものとして評価できる。

なお、組合は直近では二〇一四年三月に鉄道・バスの公共交通機関を含むストライキを実施しており、組合にとってストライキは現実に機能する武器であった。この労使関係の実情もかかる命令の判断には影響しているであろう。

第4 救済命令の問題点

とはいえ、全体としてはこの命令には問題もあり組合からも中央労働委員会へ再審査申立をしている。

1 労働協約違反や労使合意の認定をしなかった点

命令は、一方的な被告相鉄HDの出向解除が労働協約違反であると認定せず、当該協約の形式的な解釈に終始し、将来にわたる出向継続については協約に規定されていないと認定した。

しかし、労働協約の解釈において将来における

自由な出向解除ができないことは、動かしがたい事実からも明らかであり、かかる認定は誤りである。協約締結直前、出向受入れ側の相鉄バスの社長（同時に相鉄HDのバス部門担当役員である専務取締役）は、相鉄バスの別の労働組合から、「いつまで出向を受け入れるのか？」と問われて「出向者が退職するまで受け入れる」と回答した事実があり、命令もこの事実を認定している。にもかかわらず、命令違反の検討時にはこの事実は一切触れず、協約の文言のみから結論を導いている点が誤っている。

また、上記事実などから、仮に労働協約から解釈できなくとも、本件では定年まで在籍出向が継続されるという労使合意が存在することは認定できたはずである。この重要な労使合意違反が支配介入を構成するとの判断を避けている点も問題がある。

2 救済方法

この命令は、「誠実協議の終了まで」という条件つきで出向継続を認めるものであるが、救済命令の実効性という観点から不十分である。

本件では、既に七四名は相鉄HDにより協議を拒否され出向解除されているのであるから、この条件付は無意味であり救済の実効性を弱める。

3 ストライキに対する威嚇発言

この命令は、ストライキへの威嚇発言の不当労働行為性を肯定しているものの、救済方法として

は、ポスト・ノータイスで取りあげているに過ぎない。本来であれば、威嚇発言の中止・禁止を命じるべきであった。

本件でみられた団体交渉の場におけるストライキへの威嚇的発言は、将来にもわたって生じうるものであって、一過性の事柄ではない。したがっ

て、中止・禁止まで命じねば労働組合において生じた萎縮効果をぬぐい去ることはできないのである。原状回復措置として不十分である。

50th anniversary 川崎合同法律事務所は 五〇周年を迎えました

神奈川 小野 通子

一 九六八年四月に開設された川崎合同法律事務所は、今年（二〇一八年）四月、開設五〇周年を迎えました。開設五〇周年を迎えるにあたって、記念冊子の編集を担当したことから、川崎合同の歴史を改めて見直す機会に恵まれました。詳しくは、ぜひ、五〇年記念冊子をご覧ください。

働者に歓迎され、徐々に、川崎地域の権利擁護の中心事務所となっていくたこと。川崎合同が五〇年間の歴史において、特に力を入れてきた問題は、なんといっても公害問題と労働問題です。

川崎には、明治四〇年代から臨海部の埋立地に工場が進出し、昭和三〇年代には、国策として巨大な石油化学コンビナートが建設されました。さらに、昭和四〇年代以降には自動車交通量が増大したことで、川崎の大気汚染は深刻化し、「川崎ぜんそく」と呼ばれる悲惨な公害被害がもたらされました。川崎合同は、当初、青年法律家協会とともに大気汚染公害の実態調査や公害研究集会を

企画するなどして、公害患者の救済と公害根絶の活動を開始しました。一九八二年には川崎公害訴訟を提起しましたが、全面勝利解決が勝ち取られたのは、その後、実に一四年九か月後のことでした。公害を許さない姿勢は、現在では、アスベスト訴訟や、福島原発訴訟に息づいています。アスベスト訴訟は事務所をあげての取り組みですし、原発への取り組みは、訴訟だけでなくとどまらず、毎年「原発ゼロへのカウントダウンinかわさき」集会を二〇〇〇人規模で開催したり、若手弁護士らがNPO法人を設立して原発に頼らない世界を作り出そうとソーラーパネル発電所を設置したりするなど、市民とともに活動し続けています。

開設当時、川崎に在籍する弁護士は現在の十分の一もおらず二〇名程度だったようです。まして、市民や労働者の弁護活動を主な活動領域とする弁護士はおらず、川崎合同の開設は川崎市民・労働者

また、川崎は労働者の街でもあり、川崎合同は開設当初から労働者の権利を守るため、多くの企業とたたかってきました。その中で、川崎合同は、「東芝柳町臨時工事件」など、誰もが知る重要な事件も扱うこととなりました。古くは、東芝、日本鋼管、東京電力、国鉄等を相手に思想差別とたたかい、近年では、いすゞ、日産、資生堂等を相手に、非正規差別とたたかい、成果をあげてい

ます。最近では、若手を中心に、過労死・過労自死事件も増えてきています。

開設五〇周年を迎えた現在、川崎合同の陣容は設立当時の弁護士二名・事務局一名から、弁護士一六名・事務局九名にまで発展しています。

今

年四月二三日、五〇周年をお祝いするレセプションを開催し、川崎内外から四五〇名

を超える皆様にお集まりいただきました。レセプション会場は川崎公害訴訟の解決式で、東京電力、日本鋼管などの企業代表が被害者に深々と頭を下げて謝罪した川崎合同思い出の川崎日航ホテル。レセプション当日は、身動きが取れない程の混雑ぶりです。とはいえ、どちらを向いても、あの事件、あの運動でお世話になっているあの人、この人ばかり。レセプションでは、いつの間にか、

多くの市民・労働者と、川崎地域を舞台にした事件・運動でつながっている、川崎合同の弁護士の立ち位置を改めて認識しました。

これからの半世紀では、川崎合同がこれまでの半世紀で築きあげてきた市民・労働者との共同の輪を一層拡大し、川崎合同が地域事務所として果たすべき役割を果たさなければ。節目の機会に、所員一同身が引き締まる思いです。

支部の今年のテーマは『我々は外に出る』

—憲法ジャンボ学習会に参加して

神奈川 小笠原憲介

二〇一八年三月二日（水曜・春分の日）に、横浜市技能文化会館において、青年法律家協会弁護合同部会神奈川支部、神奈川労働弁護団、社会文化法律センター神奈川支部、自由法曹団神奈川支部の法律家四団体共催による憲法ジャンボ学習会が行われました。当日は、三月には珍しく豪雪となり、真っ白になった街の中で、会場では二〇名の参加者と共に熱気にあふれた講演が行われまし

た。この学習会に私も参加してきたので、簡単に講演を紹介し、感想を記載させていただきます。

●基調講演について

基調講演は、政治学者の中野見一先生から、今後の安倍政権の憲法改正も含めた動きについて分析した上で、私たち国民がどのように考え、行動していくべきかが語られました。

現在、安倍政権が森友学園問題や加計学園問題等、様々な批判を浴びる状況の中で、三月に支持率が三〇%まで下がり、倒閣に追い込んでいくことが可能な状況にあります。この中で今後、安倍首相下ろしが始まる可能性が高いです。安倍首相が総裁選に出なければ、考えられる可能性として、今までの安倍首相の影響力を残すために岸田政調会長に後継を指定する路線が考えられます。

また、小泉親子が脱原発を掲げて出てくる可能性や、小泉親子と石破議員のタッグという可能性もありえます。あたかも体制の入れ替えという印象を作り、九月の総裁選まで盛り上げるということが予想されます。憲法改正の動きについて、改憲派は、様々な理由を挙げます。しかし、従前の改憲派が論拠とする点は、憲法九条の改正です。安倍政権は、「アラートなど北朝鮮に対する危機感を煽り改憲ありきのムードを作ってきました。し

かし、現在の憲法九条改正案に対しては反対が多く、護憲派、改憲派を問わず、安倍政権の憲法九条改正案に対しては反対であるという人が多い状況にあります。したがって、それぞれの立ち位置は異なっても、一人一人の国民が安倍政権の憲法改正案に対して反対の意思を表明し、今回の安倍改憲案に対して×（反対）の意思表示を示し、私たちが国民の手でこの憲法改正の動きを終わらせることが重要です。

●基調講演を聞いて

私が印象に残った点は、それぞれの立ち位置は異なっても、一人一人の国民が安倍政権の憲法改正案に対して反対の意思を表明するべきであるという点です。北朝鮮の脅威として、北朝鮮から先制攻撃を受ける可能性がよく語られます。しかし、可能性が無いことを論証することは困難であり、可能性を無くす又は少なくともするためにどのような方策があるのかという点が重要です。今まで北朝鮮から攻撃を受けなかったように、今後も攻撃を受けないために何が必要なのか、相手を凌駕する軍事力を持つことや、際限のない核軍拡競争の中で、優位に立つことが現実的なのか、そういったことを問うことが必要です。

また、これまで憲法九条によって戦争に加わらないことを維持してきた日本の姿勢を変更し、安

倍政権の改憲案が「場合によっては武力による解決策をもつ」というメッセージを対外的に発信することの意味を考えることが重要だと思います。そして、現在は様々な情報発信の手段があると思いますが、若い世代に情報を発信するためにも、SNSを使う等の工夫が必要だと思います。

●リレートーク・総括・行動提起について

藤塚雄大弁護士憲法漫才により、安倍政権の問題が指摘されて口火が切られました。

小島周一弁護士からは、労働分野に関する憲法問題が指摘されました。憲法二七条で勤労条件に関する基準は、法律でこれを定めるとしています。しかし、法律で規定すれば国会で自由に定めることができるのではなく、憲法二五条の生存権、憲法二三条の幸福追求権など、他の憲法条項の中で位置づけられ評価されることが必要です。現在の労働法制改悪は、これら憲法上の権利を侵害するものであり、皆で声をあげて反対するべきであることが指摘されました。

湯山薫弁護士からは、憲法二四条は家族生活における個人の尊厳と両性の平等を定めています。しかし、家庭教育支援法は、戦時体制を支える家庭教育を復活させるものであり、国家が家庭に介入し、家族の在り方を決めようとする悪法であり、廃案にしなければならないことが指摘されました。

山口毅大弁護士からは、国民投票法の問題として、まず、総務省の調査ではテレビCMによる影響力は大きいとの結果が出ている一方で、国民投票法運動期間中の宣伝上限が無いことが指摘されました。自民党は、企業献金二五七億円という豊富な資金を有していることや、電通が優先広告枠を三五％持っていることを利用してCMを駆使することが予想されます。そのため、改憲派から一方的で大量の広告が流され、国民投票における公平性が確保できない危険があることが指摘されました。またに最低投票率が決まっておらず、実質的には国民一五％の意見で改正がなされる危険性があることも指摘されました。そして、これらの観点を踏まえ、発議させないことが重要であることが指摘されました。

海渡双葉弁護士からは、政府の情報隠し問題が指摘されました。第一に、特定秘密の指定件数が約三三万件にのぼっており、ほぼ全ての秘密が最長期間の五年で指定されており、一方で文書の保存期間が短く、特定秘密指定期間の間に保存期間終了により破棄されている例があること。第二に秘密指定がされているにも関わらず指定文書が無いことや、現在は情報も文書も存在しないが包括的な秘密指定や、特定の公務員の頭のなかに入っているだけの情報が秘密指定されている状況があり、秘密保護法により情報管理が恣意的に運用

される危険があること。第三に、秘密指定の権限を有しながら一度も指定権限を行使していない機関は直ちに指定機関から外すべきこと。第四に、情報公開制度をしつかり組立てる必要性があることが指摘されました。

森田明弁護士からも、公文書管理の問題について、審査会の答申に三年間で五三〇件の案件に携わり、文書の存否レベルの不服申立が増えていること、官僚が公開するか破棄するか、忖度して行ってしまうという発想があり、情報公開法や公開文書管理法の「国民主権にのっとる」という規定が無視される状況にあることが指摘されました。

他にも市民の方や政党の方からの話も伺いました。その中には、市民連合ママの会・おどな会の鈴木法子さんから、ライオン（権力）が暴走しないように縛る檻（おり）に憲法をたとえた「檻の中のライオン」による憲法学習についての報告がありました。また、UNIEQ（ユニーク）の小室愛さんからは、子どもが保育園の保育さんの働き方が大変であることを感じ取り、「助けてあげて欲しい」と言われた経験を通じ、子どもですら持っている共感力が重要であることや、自己責任論ではなく個人の尊重という価値観が重要であることが訴えられました。また、岡田尚弁護士からは九条の会の取り組みが語られました。

その後、太田伊早子弁護士から総括として、実

際に活動している人達自身が他人に話をする事が重要であることや、憲法改正について語り合うことが理解・共感力を上げていくこと、そして一人一人が考えて声を上げていくことの重要性が再確認されました。

最後に、永田亮弁護士から、行動提起として、今、私たちは、日本国憲法の大原則である憲法九条が大きく変えられようという歴史的岐路に立っていること、今まさに改憲を止めなければならず、憲法改正の国民投票では反対理由を一本化させる必要はなく、それぞれの人がそれぞれの理由で反対をすることができること、憲法改正を他人の問題ではなく、私たちの仕事・生活・自由など、大切な価値と直接関わる問題であることを自覚することが大切であり、いまこそ、手を取り合って、ともに声をあげるべきであることが提起されました。

● リレートーク・総括・行動提起を聞いて感じたこと

リレートークでは、いかに現在の安倍政権下において、憲法上の権利に対する侵害が行われているか、立憲主義に反した政権運営が行われているかが網羅的に語られました。また、総括・行動提起では、情報を発信し、語り合うことの重要性が一貫して訴えられました。

それを踏まえ、私は情報発信の手段が必要にな

っていると感じました。韓国ではテレビ等のマスメディアよりも、podcastを使用したインターネット上の情報発信番組が国民の支持を得ており、テレビニュースを見て、当該ネット上の番組がどう取り上げているかをチェックする国民が増えていくそうです。例えば、韓国の朴槿惠大統領の問題についても、弁護士と元裁判官、元検察官を呼んで、放送法の制限にかからずに自由な議論をするといったことや、様々な会議や講演を一〇分程度ずつに区切ってネット配信するといった手法によって、社会問題についての情報を国民が発信できるようになっているそうです。日本では、リベラルな人達がインターネット上で番組を作り発信する取り組みが足りないのです。ちょっとした会議や講演でも一〇分程度に分けて発信し、情報を欲しがっている国民に届くような番組を作るべきだということでした。

今回の憲法ジャンボ学習会リレートークでは、若手弁護士が登壇し講演を行っており、若手弁護士がこれからの社会問題を担っていくことが期待されていると思います。一方で、会場の参加者には高齢の方が多く、若い世代の参加が求められます。若い世代に情報を受け取ってもらうためには、その世代の使用しているツールを使って情報を発信していく取り組みが必要になると思います。

今年の青法協神奈川支部のテーマは「我々は外

に出る」です。他の団体とも協力をして、改憲反

対運動を展開していくことが重要であると改めて

思いました。

県内グルメ企画



神奈川 藤塚 雄大

青法協会員の皆様こんにちは。本稿では、横浜法律事務所の方八期藤塚雄大が、僭越ながら神奈川県内のおすすめグルメを紹介する。

神奈川でお食事やちよつと一杯というときには、ぜひ参考にしていただきたい。

①江の島小屋（江の島）…新江の島水族館すぐそばにある海鮮のいいお店。お通しはなんとあら汁。うま味の凝縮されたあら汁で食欲に火が点き、いろいろ頼んでしまいがどれも本当にいい。開放的なテラス席はとても気持ちがよく、海と江の島が見えるロケーションも最高。水族館でかわいいお魚を見た後の海の幸は、命をいただくありがたみを感じること請け合い。行列ができるため、予約して行った方がいい。

なお、新江の島水族館内は、ガチャポンが充実

しており、ガチャポン好きにはおススメ。筆者はクラゲガチャポンのカツオノエボシが欲しい。すぐそばの砂浜に本物が打ちあがっていることがあるが、猛毒を持っているため触つてはいけないので注意。

②グルマン（横浜・日本大通り）…地裁・弁護士会・検察庁から歩いてすぐの超好立地にあるワインバー。ランチも充実。神奈川の若手弁護士が多く通い詰めている。フランクなマスター夫妻のもと客同士の会話も生まれやすく、この店で恋人ができた弁護士もいるとかいるとか。ごちそうさまです。

③ウチキパン（横浜・元町）…元町商店街にある、創業明治二年の食パン発祥の店。創業から変わらないうち食パン「イングリッシュ」はトーストすると

カリッワの超絶美味。アップルパイなどの菓子パンもおいしい。レトロなレジ袋もデザインが素晴らしい。オシャレなお店の多い元町商店街でも鼻高々ウインドウショッピングができる。ぜひお土産に。

④愛群（横浜・中華街）…中華街の中心部にある広東料理のお店。牛バラ飯をぜひ食べてみてほしい。杏仁豆腐はクリーミーな味わいで、筆者的中華街杏仁豆腐ランキング第1位。

⑤お弁当を象の鼻公園で（横浜・日本大通り）…オフィス・官公庁の多い関内には、お昼時になると路上販売のお弁当さんが出てくる。関内駅の改札内では横浜名物シウマイ弁当も買える。天気の良い日はお弁当を購入して、象の鼻公園で海を見ながら食べると最高。豪華客船が停まっていることもあり、非日常的な景色が楽しめる。象の鼻公園は腰かけられる場所が多いので、平日であればまず座れないことはない。

以上、横浜ばかりになってしまったが、ご勘弁を！

「ニュース女子」

—BPOが辛淑玉さんへの人権侵害を認定—

東京 金 竜介

1 BPO人権侵害委員会の決定

東京のローカルテレビ局TOKYO MXの『ニュース女子』が二〇一七年一月二日に放送した「沖縄・高江ヘリパッド問題 今はどうな状況になっている」は、高江のヘリパッド建設に反対する住民を『テロリスト』『犯罪者』とし、のりこえねっと（ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク）共同代表の辛淑玉さんを名指ししてテロ行為、犯罪行為の『黒幕』だとする番組であった。放送後に辛淑玉さんが放送倫理・番組向上機構（BPO）に人権侵害の申立をして同機構の放送人権委員会で審理が行われていた。

二〇一八年三月八日、BPOの放送人権委員会は、辛淑玉さんへの名誉毀損を認め、人権侵害であると勧告する決定をした（勧告はBPOで最も重い決定）。同番組については、二〇一七年二月一四日にBPOの放送倫理検証委員会が放送倫理



「差別止めたい」辛淑玉さん
(BPO勧告後の記者会見)

違反との意見書を公表しており、これに続いてさらに辛淑玉さんへの人権侵害を明確に認

めたのである。

BPOの審理において、TOKYO MXは、辛淑玉さんが「のりこえねっと」を主宰する者で沖縄の基地問題にも取り組んでいるという事実を放送したものに過ぎず、申立人の社会的評価を低下させるものではない、また、申立人が基地反対運動の「黒幕である」とか、基地反対運動参加者に「日当」を出しているとの内容ではないと主張し、仮にそのような内容であり、それが社会的評価を低下させるとしても、公共性のあるテーマについて公益目的で行われた放送で、その内容は真実であるから名誉毀損にはあたらないと反論していた。

これに対し、BPOは、この番組では、基地反対運動が過激で犯罪行為を繰り返すものと描かれており、辛淑玉さんの名前が「のりこえねっと」のチラシに記載されていることに言及しつつ、辛さんが五万円の日当を基地反対運動参加者に支給しているとの出演者の発言やテロップ、ナレーションを繰り返しており、本件放送は「申立人は過激で犯罪行為を繰り返す基地反対運動を職業的にやってきた人物でその『黒幕』である」、「申立人は過激で犯罪行為を繰り返す基地反対運動の参加者に五万円の日当を出している」との事実を暗示しているものと認められ、それらは申立人の社会的評価を低下させるものであると明確に認定したのである。また、この番組で、過激で犯罪行為を繰り返す



「ヘイトからテロに時代は移行した。その扉を開いたのはMX」と語る辛さん

ものと描かれた反対運動と結びつけて、「朝鮮人はいるわ、中国人はいるわ」、「親北派ですから」

などと特定の国籍や民族の出自を論じたことについて

は、申立人が在日韓国人であることに関連して、人種や民族を取り扱う際に必要な配慮を欠いていたとし、放送倫理上問題があったことも指摘している。

現在、この勧告を受けて侵害された人権回復の措置をTOKYO MXに要請している。

なお、T O

KYO MXがBPOに提出した再発防止計画について、放送倫理検証委員会は二〇一八年四月三日、「十分な内容のものとは言えない」として再報告を求めた(再報告を求めるのは異例のことである)。

2 制作会社の責任

本番組は、DHCテレビジョン(株式会社DHCの二〇〇%子会社)が制作したものである。DHCテレビジョンは、この番組の制作の際に抗議活動をしている人や辛淑玉さん、のりこえねっとへの取材を全く行わなかった。この点について同社は「数々の犯罪や不法行為を行っている集団を内包し、容認している基地反対派の言い分を聞く必要はないと考えます」との見解を示している。ドキュメンタリー番組の制作会社の言葉とは思えないものであるが、同社は未だにこの見解を覆していない。

BPOは、日本民間放送連盟の加盟社とNHK以外に意見を言う権限はない。そのためDHCテレビジョンは、人権侵害と認定された本番組を今でもネットで放送し続けている。

同社が非を認めないため、同社に対しては訴訟を含めた法的措置を検討せざるを得ない。

3 放送法「改正」との関連

政府は、政治的公平性を求める放送法の第四条

を撤廃するとの方針を明らかにした。放送法は、公序良俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実をまげないこと、意見が対立する問題は多角的に論点を明らかにすることを放送局に求めている。この規定がなくなれば、嘘のニュース、いわゆるフェイクニュースがテレビにあふれる危険が大きい。裏付け取材をせずに沖縄の反基地運動を侮蔑的に放送した「ニュース女子」は、まさにそれが現実になることを示した番組と言えよう。

4 メディアは良心を取り戻せ

この放送以後、辛淑玉さんの日常生活は破壊された。講演会や仕事場のみならず、周辺住民からの嫌がらせが増えたという。辛淑玉さんは今、ドイツで生活している。ヘイトクライムから身を守るため、実質的な「亡命」をしたのだ。BPOの発表後の記者会見のために一時帰国をしたのは、この問題をメディアが報道してくれる最後のチャンスと考えたからだ。

辛淑玉さんはいう。「今回のBPOの決定は、日本のメディアと社会に投げかけられた最後のチャンスなのだと思う。言論とメディアをとりもどせ、良心を取り戻せという。」

テレビ局と制作会社への責任追及は今後も続く。

大崎事件即時抗告棄却決定

— 三度目の再審開始決定 —

鹿児島 森 雅美



一 はじめに

二〇一八年三月二日朝、福岡高裁宮崎支部の庁舎五階の一室で「本件即時抗告を棄却する」という決定書を受け取った。一抹の不安があつたがホッとした。請求人原口アヤ子さんと娘の京子さんが申立てた大崎事件第三次再審請求事件について、鹿児島地裁の再審開始の結論を維持したのである。

福岡高裁宮崎支部は、原審の再審開始決定が出された六月二八日から約八ヶ月の審理期間を経て、より事件の深部に踏み込んだ内容の決定を行い、原口アヤ子さん達の早期再審公判への道筋を示した。

二 大崎事件とは

大崎事件は一九七九年一〇月、アヤ子さんが、アヤ子さんの元夫（娘の京子さんが請求人）、義弟と三人で共謀して被害者を殺害し、その遺体を義弟の息子も加えた四名で遺棄したとされる事件である。アヤ子さんは一度も自白することなく、一貫して無罪を主張したが、鹿児島地裁は、「共犯者」とされた親族三名の自白と、義弟の妻の供述により、アヤ子さんに有罪判決を言い渡した。その後、控訴、上告ともに棄却され、アヤ子さんの懲役一〇年の刑が確定した。

アヤ子さんは服役後、ただちに再審に向けて活動を始めた。

三 これまでの再審請求の経過

一九九五年四月に申立てた第一次再審では鹿児島地裁において再審開始決定がなされたが、高裁、最高裁により再審は拒絶された。二〇一〇年八月に申し立てた第二次再審もその扉は開かなかった。

二〇一五年七月に申立てた第三次再審では吉田謙一教授の法医学鑑定（以下「吉田鑑定」という）と、義弟の妻の供述に関する大橋・高木教授の供述心理鑑定（以下「新鑑定」という）を新証拠として臨んだ。

鹿児島地裁は二〇一七年六月二八日、新鑑定を評価し、義弟の妻の供述の証明力の減殺を認めたのみならず、新旧全証拠の総合評価の局面においては、第二次再審請求において新証拠として提出した「共犯者」とされた三名の自白にかかる第二次再審請求時の供述心理鑑定も加えて「科学的知見に基づいた高い証拠価値があると考えられる」と評価し、「共犯者」及び義弟の妻の「目撃」供述の信用性を否定する最重要証拠と位置付けて、再審開始を決定した。

四 即時抗告審の棄却決定の概要

即時抗告審は、新鑑定について鹿児島地裁の判

断と異なり、明白性を認めなかった(ただ、その供述心理鑑定に関する信頼性を否定したわけではない)。しかし、鹿児島地裁では「頸部圧迫による窒息死であることを積極的に認定できる所見がない」という限度でその証明力を認めたにすぎなかった吉田鑑定について高く評価した。

すなわち、吉田鑑定の指摘内容は専門家として合理的な推論と認められ、遺体の死因につき、窒息と推定し、頸項部に作用した外力により窒息死したと想像した確定審の法医学鑑定は誤りであり、タオルで頸部を力いっぱい絞めて殺したとする確定判決の認定事実と遺体の解剖所見は矛盾するとし、遺体の死因は転落事故等による出血性

ショック死の可能性が高いとした結論部分は十分な信用性を有する、とした。

その上で、確定審における証拠構造を詳細に分析し、吉田鑑定と新旧全証拠を総合判断し、「新証拠である吉田鑑定は……確定審判決の認定した殺人、死体遺棄の事実認定に合理的疑いを生じさせるに至る証拠であると認められ、……無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に該当するとした。

五 検察の特別抗告について

鹿児島地裁は決定に至るまで約二年、福岡高裁宮崎支部は決定に至るまで実に八ヶ月という短期間であった。これは、アヤ子さんが九〇歳と高齢

であり、人権救済のためには早期の判断が必要との考慮からと思われる。しかしながら福岡高検は特別抗告をした。

鹿児島地裁、福岡高裁宮崎支部の各決定は揺るぎない判断であり、特別抗告の理由となるべき、憲法違反も判例違反も存在しないことは明らかである。

事件以来三九年、原口アヤ子さんの生きておられるうちの救済のためには、一刻の猶予もない。弁護団としては最高裁に早急な判断を求め、再審公判での無罪を一日も早く勝ち取らなければならぬ。

原発被害者訴訟の報告①

福島原発被害東京訴訟地裁判決について

東京 平松真二郎

1 はじめに

二〇一八年三月一六日、東京地方裁判所民事第

五〇部(水野有子裁判長)は、福島原発被害東京訴訟について、国の責任を認め、被告国と被告東電に対し原告四七名中四二名に対し賠償を命じる

判決を言い渡した。今回判決のあった原告は、ほぼ全員が避難指示等対象区域外からの都内避難者及び避難元に滞在せざるを得ない親族である。

2 判決の概要

(1) 被告らの責任に関する判断

判決は、まず、原子炉施設に要求される安全性につき、二〇〇六年に策定された「発電用軽水型原子炉施設の性能目標」に基づき、炉心損傷頻度を二万年に一度、格納容器機能喪失頻度を一〇万年に一度とする程度の安全性が要求されるとしたうえで、地震津波の予見について、「長期評価」について科学的に十分合理的な見解であり、それが出された二〇〇二年七月三日から相当な期間内である同年末までには、被告東電には、本件津波と同程度の津波の予見義務があり、少なくとも敷地高を超える津波を予見する義務があったとの判断を示している。

そして、結果回避可能性については、実質的な立証責任の転換に言及し、被告東電において、本件津波と同程度の津波の予見があれば、「結果回避措置を選択する裁量はある」とも、何らの対策をとらない裁量はない」として、少なくとも原告が主張する①防潮堤等の設置、②原子炉建屋の水密化、③電源の高所設置のうちいずれかが実施されていれば結果回避可能であったと判断した。さらに、敷地高を超える津波を予見した場合でも、原告が主張する全電源喪失を想定した手順及び設置されるべき設備が整えられていれば、「二号機、三

号機については炉心損傷を避けることができ、一号機においてもその程度を相当程度低めることができ、少なくとも格納容器の機能喪失はなかった」として、結果回避義務違反を認めた。

さらに、判決は、被告国の責任につき、二〇〇二年には、福島第一原発において炉心溶融を伴う重大事故をもたらす原発の敷地高を超えて敷地が浸水する津波を予見することができ、遅くとも二〇〇六年までに電事法四〇条に基づく技術基準適合命令を発して被告東電に対し原子炉施設の安全性確保の権限行使をしていれば、本件事故結果が回避可能であったとして規制権限不行使の違法を認めた。

(2) 原告らの損害に関する判断

判決は、低線量被ばくの健康影響に関するLNTモデルについて、科学的に有力な見解であり、国際的に放射線防護の基準とされていることを根拠として、区域外避難者についても放射線の健康影響の回避行動としての避難の合理性を認めた。

一方で、住民に健康影響を及ぼすほどのあらたな放射能汚染が発生する可能性は低くなったとして、本件事故との間の相当因果関係が認められる損害が発生した期間として原則として政府の事故収束宣言があった二〇一二年二月まで（ただし、子ども妊婦は二〇一二年八月まで）に限定した。その結果、認容された損害賠償額は、区域外避難

者・滞在者について既払い額の控除前で一人当たり七〇万円から二〇〇万円に抑えられている。

3 判決の意義と課題

被告らの責任に関する判断は、二〇一七年三月前橋地裁判決、同年一〇月福島地裁生業判決、三月一五日京都地裁判決に続いて国の責任を認めた判決であり、もはや本件原発事故について国の法的責任を負うことは動かしがたい流れとなったものといつてよいと思われる。

一方で、区域外避難者について避難の合理性を認めた点は評価できるものの、その期間を限定している点は、政府の事故収束宣言以降も汚染水漏れを含めて放射性物質の放出は止まっておらず、原告らの自宅・避難元の土壌汚染はなお放射線管理区域の指定基準を超える汚染状態が続いており、いままなお放射線被ばくリスク回避行動をとるべき合理性があることを看過した判断であって容認できるものではない。

さらに、認容された慰謝料額では、原発事故被害者の精神的損害を慰謝するためにはなお不十分であると言わざるを得ず、すべての原発事故被害者に対して適正な賠償を実現することは本判決においても、なお克服すべき課題として残されている。

原発被害者訴訟の報告②

「福島原発避難者訴訟」第一陣の経過と判決の報告

東京 深井 剛志

1 はじめに

二〇二二年三月一日の東日本大震災に端を発した福島第一原発事故（以下、「本件事故」）は、日本の公害史上最大の「公害」となり、今なお多くの避難者が明日をも知れぬ不安と闘いながら懸命に生活を続けています。

2 「避難者訴訟」の提起

このような状況を打破するために、福島原発被害弁護団は、二〇二二年二月三日、福島地方裁判所いわき支部に避難区域内からの避難者四〇人を原告、東京電力を被告とする「福島原発避難者訴訟」を提起しました。この訴訟の目的は、個々の被害者の具体的救済、すなわち、「侵害された生活全般の回復」です。以後、二〇二三年七月にも同様の避難者を原告とする損害賠償請求訴訟

を提起しており、この二次提訴までの原告団を「避難者訴訟第一原告団」として、先行審理を続けてきました。このように、避難者の速やかな被害救済を目的とするという観点から、被告は東京電力に絞り、国を被告としないことで、迅速な審理を図りました。しかし、東京電力の過失については、他の弁護団に負けないほど、充実した主張を行っています。

3 損害論の内容

この避難者訴訟で請求しているものは、大きく分けて三点です。

一つ目は、避難慰謝料です。これについては、わが弁護団は、「避難先における困難な避難生活Ⅱ著しい日常生活阻害に対する精神的損害」と捉えています。この、避難慰謝料について、東電は、避難者に対して、月額一〇万円の賠償をすでに行

っております。しかしながら、避難者が被った精神的苦痛はこのような低額な賠償ではまかなえるほど小さくはありません。そのため、弁護団では、ひと月あたり、五〇万円の避難慰謝料が発生していると主張し、差額の四〇万円につき、請求をしました。

二つ目は、ふるさと喪失慰謝料です。これは、「元の生活、地域における有形無形の様々な価値や利益」を喪失したことによる損害を意味します。避難者にとって、もともと生活していた地域は、かけがえのない土地であり、地域生活利益や居住生活利益などといったコミュニティが有する様々な価値を享受できる地域でした。そのような地域を喪失したことによる精神的損害は、甚大なものであり、慰謝料として、一人当たり二〇〇〇万円を請求しています。

三つ目は、不動産や家財などの財産的損害で

す。これについては、避難者にとって必要な賠償は、失った財物の時価ではなく、再取得価格によるべきであると主張しています。これは、避難者にとって必要なのは、生活再建のための賠償であるという考え方によります。

4 訴訟における立証活動

このように、被害の回復、十分な賠償の獲得に重点を置いた訴訟でしたので、避難者の受けた損害についての立証は、かなり力を入れて行っていました。

まず、この避難者訴訟第一陣では、二回に分けて、現地の検証を行いました。一回目は、避難先である仮設住宅、広野町、楢葉町を訪れました。すでに避難指示は解除されているとはいえ、かつての町の面影は一切なく、ふるさととは喪失・変容してしまったことを裁判官に体感してもらいました。二回目は、南相馬市小高区、浪江町、双葉町の検証を行いました。避難指示解除後間もない小高区、浪江町は、人通りが全くなく、一度住民が消えた町の復興がいかに困難かを実感として体験してもらいました。そして、最も過酷な地域である双葉町の検証では、今後、帰還できる見込みがあるのか全く不明で、ゴーストタウンと化し、荒れ放題となっているかつての町や自宅を検証しました。綿密に検討や準備を重ね、これ以上なく素

晴らしい検証になったと考えています。

また、法廷における立証活動としては、やむを得ない理由で尋問が不可能な人を除き、原告の各世帯の代表者全員の尋問を行いました。実に七〇人以上の本人尋問を行ったことになり、被害の立証としてはこれ以上ないほど行ったと考えております。

一方で、東京電力は、「避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料は、質的に異なるものではなく、避難慰謝料とは別個のふるさと喪失慰謝料というものは観念できない」といつてきました。そして、避難慰謝料は、すでに中間指針に従って支払いを行っているのに、これ以上の賠償は必要ない、という主張を行ってきました。そのため、わが弁護士団では、大阪市立大学環境経済学の除本理史教授の証人尋問を行い、避難に伴う精神的苦痛とは別個の、ふるさと喪失に伴う精神的苦痛が観念されるべきであることを立証しました。主尋問は二時間にも及び、非常に難解な事項を大変わかりやすく説明していただき、裁判官にも響いたと考えています。

このように、損害論に関して、非常に充実した立証を行ったことから、原告も弁護士団も、避難者の実情を理解した判決が下されることを大いに期待しておりました。

5 判決

二〇一八年三月二日、第一陣訴訟につき、判決が言い渡されました。

まず、本件では原賠法が適用されるから民法七〇九条の適用はないとされ、東電の過失については判断されませんでした。また、判決は、慰謝料の算定において、加害者の故意・過失の態様や、悪質性・非難性を考慮すべきとの立場に立ち、東電の故意・重過失の有無を判断しましたが、いずれも認められないと判断しました。

そして、損害論の判断においては、避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料は、別個独立の慰謝料であるとの前提には立たず、包括的な慰謝料として認めるにとどまりました。そして、原告らが被った損害は、金銭に評価すると、帰還困難区域の原告については一六〇〇万円、居住制限区域・避難指示解除準備区域の原告については一〇〇〇万円、旧緊急時避難準備区域の原告については二五〇万円と認め、既払い分を控除して、帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域の原告については二五〇万円、旧緊急時避難準備区域の原告については二五〇万円、旧緊急時避難準備区域の原告については七〇万円の慰謝料を認容しました。また、財物については、原告の主張は認められず、中間指針及び東京電力の賠償基準に追従したもののなっています。

原発被害者訴訟の報告③

「原発避難者京都訴訟」判決のご報告

京都 高木 野衣

1 概要

原告五七世帯一七四人のうち、避難指示区域からの避難者は二世帯二人のみで、四五世帯一四三人は自主的避難等対象区域からの、一〇世帯二九人は区域外（うち七世帯二〇人は県外）からの避難者です。

2 責任

これまで「自主避難」「自己責任」として救済の枠外に置かれてきた原告らに、裁判所がいかなる判断を下すのが注目された判決は、五五世帯に中間指針を上回る損害賠償を命ずるものでした。

判決は、二〇〇二年末までにはOP+10mを

超える津波を予見でき、防潮堤の建設等を行えば結果回避できたとして東電の責任を認め、国も二〇〇六年末までには規制権限を行使すべきだったとして、損害全額につき連帯責任を負うとしました。東電の重過失を否定した点は残念ですが、概ね原告主張通りの認定です。

この認容額は、避難者の苦しみを反映した金額になっているとは到底いいがたく、弁護団としては納得することはできず、「被害の切り捨てと帰還の強要を進める政府の政策に追従し、司法の役割を放棄したものだ」という、最大限の批判が相応しい」との内容の声明を発表しております。原告の方の中にも納得できないという声が多く、ほぼ全員が控訴するという決断をしています。

6 今後のたたかい

一方で、中間指針や東電の基準では認められていなかった、「ふるさと喪失」という概念を、別個独立の慰謝料ではないとしても、精神的苦痛の要素として認めた点、中間指針の賠償額では不十分であるとし、増額を認めた点については、ある程度、原告らの主張が認められたものとして、一定程度評価できるものです。

しかし、その程度については、まだまだ避難者の苦しみを反映したものとはいいがたく、さらなる裁判所への被害の訴えが必要と考えます。

すでに述べた通り、原告のほとんどが、仙台北等裁判所への控訴を行っています。

弁護団は、控訴人となった皆さんと手を取り合っ、今回の判決を受け入れることなく、引き続き、公正な司法による救済を求めてたたかっています。

3 因果関係

まず、自主的避難等対象区域からの避難者につき、①二〇二二年四月一日までの避難または②同日までに避難した妊婦・子ども同居するための二年以内の避難に相当性を認めます。時期設定の理由としては、収束宣言（二〇二二年二月）や避難者数の減少、空間線量の低減等を挙げています。しかし、同日以降も原発からは汚染水の流出や放射性物質の飛散等の問題が発生し、除染の不備や限界も指摘され、各地の自治体も避難者の受け入れを継続しています。収束宣言を区切りとするのは誤りです。また、世帯によって避難準備が整う時期は区々なのに、家族同居のための避難時期を二年に限定するのも問題です。

次に、区域外からの避難者につき、個別的事情により、自主的避難等対象区域と同等又は準ずる避難に相当性を認めます。個別的事情として列挙された要素は、①第一原発からの距離、②避難指示等対象区域との近接性、③放射線量、④当該地域の避難者の多寡、⑤避難実行時期、⑥自主的避難等対象区域との近接性、⑦放射線の影響を特に懸念しなければならない事情を持つ者の有無。実際の認定では、①につき八〇km圏内（自主的等対象区域の大半）であること、③につき事故直後〇・二三 μ Sv/hを超える線量であること

を主たる分水嶺としつつ、持病のある者や妊婦につき⑦で救済しました。広く網を張って、区域外避難者でもどこかに引っかかれば救済しようという姿勢は見えますが、土壌汚染を全く考慮しない点や、公衆被ばく線量限度 $1\text{mSv}/\text{y}$ を〇・二三 μ Sv/hと換算する国の主張を採用した点、当該地域の避難者が少ないことや自主的避難等対象区域と隣接していないことを因果関係否定の根拠に用いた点など問題があります。

4 損害

因果関係が肯定される避難から二年間で生じた損害を、主としてADR基準で算出し、賠償の対象としました。「一般に移転の場合、二年で生活は安定するから」との理由付けは、三年で転勤を繰り返す裁判官ゆえの感覚でしょうが、帰還を予定した「避難先」での生活が安定することは有り得ません。百歩譲って原告らの生活が安定したというなら、それは「移住」であって「故郷」というコミュニティの喪失です。しかし裁判所はコミュニティ喪失慰謝料を認めませんでした。ここに大きな矛盾があります。

一方、避難の相当性が否定された者や世帯分離で避難しなかった者にも、滞在中に味わった精神的苦痛に関して慰謝料が認められた点は評価できます。ただし金額は妊婦・子どもで六〇万円、そ

れ以外は三〇万円。一月月に換算すれば一万二五〇〇円から二万五〇〇〇円と低額です。賠償されるべき損害を二年で区切るなら、せめて赤本並みの認定をすべきです。

その他、慰謝料増額事由につき、障害を有し又は要介護状態であることしか認めず、いじめや体調不良による通院等が無視された点は被害実態から乖離しています。就労不能損害の期間や金額が根拠なく限定されたこと、不動産や動産は避難しつつ保持できると損害を否定したことも不当です。これら認定の根底には、低線量被ばくの危険性の軽視があります。

5 控訴審へ

全世帯が控訴しました。引き続き、低線量被ばくの危険性や土壌汚染につき主張立証を補充し、全世帯の救済を目指します。慰謝料の底上には、専門家に協力を依頼する予定です。



2016年に開催された集会の様子

来る二〇一八年七月二十八日、二十九日に福島大学において第四回「原発と人権」全国研究・市民交流集会在開催される。まず、この集会に多くの会員諸氏の参加を訴える。

この集会是、
二〇一二年、
二〇一四年、
二〇一六年と
三回にわたって
行われてきた
「『原発と人権』全国研究・交流集会inふくしま」の第四回目の

企画である。それぞれの時期に各情勢に合わせた時宜を得た企画が実施されたが、とりわけ今年は、事故から満七年を迎え各地で判決が下され、原発事故の本質が明らかにされると同時に訴訟上の救済には、未だ大きな限界のあることも明確となりつつある段階である。

このような状況の中で私たちは、あらためて国と東電の明確な法的責任を確認し、福島復興政策及び原発・エネルギー政策を、市民本位のものに大きく転換させるべく努力する必要がある。その大きな一歩とするためにも、本集会の成功は非常に重要である。

市民とともに、失われてしまった人権、コミュニケーションや環境の回復のために青法協としても大いにこの企画の成功に尽力したいと思う。

(詳細は次頁)

【カンパのお願い】

- ・ 1口 1000円 (3口以上お願いできましたら幸いです。)
- ・ 振込先 (郵便振込)
口座記号番号: 00160-4-616895
加入者名: 「原発と人権」全国研究・交流集会実行委員会

5月18日から6月29日まで
クラウドファンディング実施!

Readyfor 原発と人権

検索

ぜひご支援をお願いします!!



※過去の集会については「原発と人権ネットワーク」のホームページをご参照下さい。

第四回「原発と人権」 全国研究・市民交流集会への参加を訴える

東京
鳥海
準

第4回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま ～人間・コミュニティの回復と原発のない社会をめざして～

と き 2018年7月28日(土)・29日(日)
ところ 福島大学(福島市金谷川1/JR東北本線・金谷川駅下車)
参加費 1000円(資料代/両日参加・一日参加ともに同じ)

7月28日(土)

全体会(13時～17時40分) 福島大学L講義棟4号教室

- I 報告「福島第一原発の現状」
山川剛史さん(東京新聞・原発取材班キャップ)
- II 報告 被害者・被災地の声
- III 報告「現在の被害補償、復興政策の問題点と検討されるべき課題」
鈴木 浩さん(福島大学名誉教授・元福島県復興計画策定委員会委員長)
- IV 記念講演 「フクシマは何を問うているのか」
高橋哲哉さん(東京大学教授)
- V 報告「原発被害者訴訟判決の成果と課題」
米倉 勉さん(弁護士)
- VI 報告「原発差し止め訴訟判決の成果と課題」
井戸謙一さん(元裁判官・弁護士)

7月29日(日)

分科会(9時30分～14時30分) 福島大学M講義棟各教室

- 第1分科会「福島第一原発の後始末と脱原子力社会への転換」
(日本環境会議/原子力市民委員会)
- 第2分科会「原発災害と政策転換」(日本環境会議)
- 第3分科会「原発事故賠償の課題と展望」
(日本環境会議福島原発事故賠償問題研究会)
- 第4分科会「核兵器と原発」(日本反核法律家協会/日本国際法律家協会)
- 第5分科会「原発政策の転換とメディア」(日本ジャーナリスト会議)

全体会(14時45分～16時) 福島大学L講義棟4号教室

【問合わせ】〒110-0015 東京都台東区東上野3-28-4 上野スカイハイツ504号
福島原発被害弁護団気付 TEL: 03-3834-6706 / FAX: 03-5812-4679

第4回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま実行委員会
【実行委員会参加団体】

原子力市民委員会/原発被害者訴訟原告団全国連絡会/公害・地球環境問題懇談会/自由法曹団/青年法律家協会弁護士学者合同部会/全国公害被害者総行動実行委員会/全国公害弁護団連絡会議/日本科学者会議/日本環境会議/日本国際法律家協会/日本ジャーナリスト会議/日本反核法律家協会/日本民主法律家協会/脱原発弁護団全国連絡会/「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団/福島原発被害首都圏弁護団/福島原発被害弁護団/「原発と人権」ネットワーク

※プログラムの詳細は本紙に同封するチラシをご覧ください

青年法律家協会弁学会合同部会◎緊急声明

森友学園公文書改ざん問題に関する緊急声明

1 二〇一六年六月、財務省は学校法人森友学園（大阪府豊中市）に対して、同学園が計画していた小学校建設用地として大阪府豊中市の国有地を売却した。その際、同

用地の地中深くにある大量のゴミの撤去が必要との理由から、売却価格を鑑定価格から約八億一九〇〇万円値引きした一億三四〇〇万円とした。

二〇一七年の通常国会において、野党は上記の値引きに関する安倍晋三首相や同校の名誉校長（当時）であった安倍首相の妻昭恵氏らの関与を追及した。これに対し、財務省は「適正に算定した」と主張し、国会に国有地売却に関する決裁文書を提出した。

ところが、二〇一八年三月二日、財務省は、森友問題が表面化した二〇一七年二月以降、衆参両院の委員

会と会計検査院に対して提出した国有地売却などに関する上記決裁文書について、一四の文書で約三〇〇件の「書き換え」があったことを認め、「書き換え」前の記述内容を示した。

これら文書のうち一部は国会に提出された資料であったことから、国会提出資料について事前に改ざんが行なわれたことになる。

二〇一八年三月二七日、改ざんを指示したとされる佐川宣寿元理財局長に対して証人喚問が行なわれた。しかし、改ざんの経緯、理由、改ざん前の文章に記載された事実関係など重要な事項については、「刑事責任を問われるおそれがある」との理由で佐川氏は証言を拒否し、真相はほとんど究明されなかった。

2 憲法第六二条は国政調査権を規定しており、国会が行政に対して、必要な調査を行なうことを規定している。また、国会法一〇四条は「各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない」と規定している。

これらの規定の目的は、三権分立のもと、国民の代表者で構成された国会が、行政に対して必要な調査を行なうことができることにより、国会に行政に対する必要な監督権限を与えた点にある。

財務省が文書を改ざんし、さらに国会に対して改ざんされた文書を提出したことは、国民の代表者で構成され、国権の最高機関である国会（憲法四一条）の監督

機能をないがしろにするものであり、憲法が規定する三権分立に反する行為である。

3 また、公文書管理法第一条は「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と規定している。

この規定の目的は、国政に関する活動についての記録を適正に保存することにより、国政についての情報を正確に国民に伝達し、これにより国民が適正な政治的判断を行なうことを可能として、憲法で規定された国民主権の実現を図る点にある。

財務省が文書を改ざんし、さらに改ざんされた文書を国会に提出したことは、国民共有の財産である公文書をないがしろにし、さらには国政について国民に対し虚偽の情報を伝えるものであって、国民主権を侵害し民主主義の根底を奪うなど憲法に違反する行為である。

さらに、憲法は知る権利（憲法二二条）を保障してい

る。知る権利とは、国政についての情報を国民が取得できる権利である。知る権利が保障される理由は、国民が国政についての正確な情報や知識を取得することにより、国民の政治的判断力を高め、もって国民主権を実現することにある。

財務省が文書を改ざんし、さらに改ざんされた文書を国会に提出したことは、財務省が国民の財産である国有地の売却に関して、虚偽の事実を国民に提供したことを意味し、国民の知る権利を侵害するものである。

上記のとおり、財務省が森友学園への国有地売却に関する決済済みの文書について改ざんをし、さらに当該改ざん文書を国会に提出した行為は、憲法の規定する三権分立、国民主権、知る権利を侵害するものであって、憲法保障と人権擁護のために設立され活動している青年法律家協会弁護士者合同部会は、これを断じて許すことはできない。

当部会は、本件の真相究明と再発防止を図るため、政府および国会に対して以下のとおり求める。

① 政府は、今回の文書改ざんについての経緯、関与者、原因等を国民に対して具体的に明らかにした上で、関与者、責任者、監督者については、厳正なる処分を行なうこと

② その前提として、国会は、本件改ざんの真相究明のため、安倍昭恵氏、佐川氏の前任の理財局長であった迫田英典氏、安倍昭恵氏付き秘書官であった谷查恵

子氏らの証人喚問を行うこと

③ 政府は、憲法の規定する三権分立、国民主権、知る権利の内容を踏まえて、公文書の管理については公文書管理法第一条の趣旨にのっとり、今後、厳格かつ適正に行うこと

二〇一八年四月一九日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 北村 栄

京都総会で会いましょう！

■日時 二〇一八年六月三日(土) 一三時～二四日(日) 一三時

■場所 京都市内

■地元企画 二三日(土) 一七時～一八時

「公正な社会の実現を目指して！」 — 京都における消費者被害の予防・救済の取組み —

報告：長野浩三会員

■特別企画 二四日(日) 午前九時四〇分～一〇時四〇分(予定)

「書法協の志、使命について(仮)」 講師：高山俊吉会員

■オプショナルツアー 二四日(日) 午後

「京都の歴史的景観に何が起こっているか

— 古都京都の世界遺産・文化財にまつわる法的課題を肌で感じるツアー —

今後の日程

【第49回定時総会】

2018年 6月23日(土)～24日(日) 京 都

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

6月11日(月) 10時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

6月10日(日) 修習生委員会合宿

【広報委員会】

6月26日(火) 18時～ 青法協本部

編集後記

▼今回は、神奈川支部の会員が取り組んでいる事件や活動、企画のうち特にみなさんに知っていただきたいと考えた選りすぐりのものをお届けしました。是非お読みいただけると嬉しいです。もちろん、恒例のグルメ記事も必読です。▼ところで、つい先日、横浜市内の憲法カフェに講師として参加する機会をいただきました。最初の三〇分くらいはなんと参加者みんなで吹き矢に挑戦したのですが(ー)、誰かが見事的に当たると「きゃー」「すごい」と一緒に喜び、大盛り上がり。その後の憲法カフェは、最初に吹き矢をして気持ちや和んでいたからか、変に難しい言葉を使ったりすることなく、自然に意見交換をしたり質問をしたりする事ができたように思います。吹き矢とのコラボは斬新でしたが、こういう形式も大切ですね。とても楽しく元気をもらえた一日でした。(竹本香織)